仕様書

納入期限	令和９年３月３１日（納品日は要求課と調整のこと）
担当	教育委員会体育健康教育室　学校安全担当　　藤井・遠山　（電話　708－5321　）
納品場所	京都市立岩倉南小学校
品名及び数量	緊急ボタン付き IP インターホン（緊急放送連動機能付き） 数量については（別紙）参照
必要とする機能等	既存の校内情報通信（LAN）の配線を使用した防犯用緊急連絡インターホン設備機器システムを導入する。 Ⅰ　必要とする機能 以下の３つの機能について、１つの機器で複数の機能を有する、また複数の機器で１つの機能を有するようなシステム構成も可とするが、機能、設置設定に関する仕様の双方を満たすこと。システム全体として、既設 LAN 配線に対して容易に導入でき、かつ既存ネットワークに障害を及ぼさないこと。本設備は学校内の IP インターホン専用ネットワーク（VLAN）上で利用するものとし、既存ネットワーク機器の設定変更を伴わず導入できること。また、本設備は校内利用を前提とし、ルータを経由した他拠点との通話機能は要求しない。 １　ＩＰインターホン機能 ⑴　インターホン機器同士で同時相互通話ができ、通常校内連絡用として使用可能なこと。 ⑵　通話において、再ダイヤル・保留の機能を備えていること。 ⑶　80 件以上の電話帳登録又は短縮登録が可能であること。 ⑷　インターホン機器に任意の登録番号が設定でき、教室の場所変更が行われる場合でも、接続しているＬＡＮ配線が整備されている部屋であれば設置が可能なこと。なお、機器本体で登録番号の設定や変更ができない場合は、設定に必要な PC 等の機器も併せて納品すること。 ２　緊急ボタン機能 ⑴　インターホン機器と一体、分離いずれでもよいが、緊急時に速やかに使えるとともに、日常インターホン機能を使用する際に誤って作動させることを防ぐために、インターホン機器にボタンが付属している場合は、他のボタンと形状、大きさ、配置場所が明確に区別されていること（短縮ボタン等同様の形状のものが複数あるボタンの一つにこの機能を割り当てることは不可とする）。分離している場合は、インターホン機器と同時に操作できる位置に配置すること。 ⑵　緊急放送制御機器と連動し、緊急ボタンを押すことで緊急時の音声を校内に一斉に放

	送できるものであること。またどの教室でボタンが押されたか、職員室で把握可能であること。 3　緊急放送制御機能 ⑴　緊急ボタンと連動し、ボタンが押された際に自動で学校の既設放送機器（音声調整卓等）と連動し、専用の音声を校内に緊急一斉放送が可能であること。また、緊急一斉放送の強制終了も可能であること。 ⑵　緊急ボタンが押された際にどの部屋で押されたかを職員室にて把握可能であること。 ⑶　緊急放送に必要な機器を既設放送機へ接続する際に必要な入力仕様及び制御仕様については、既設放送機器（音声調整卓）Panasonic、Victor、TOA 製等全てのメーカー及び機種に対応させること。既設放送機器が学校によって接続状況が異なる為、制御可能な入力端子、制御端子は情報に合わせて対応すること。 ⑷　別途指示する緊急時の音声は、1 種類（20 秒以上）以上を任意に録音でき 5 分以上繰り返し放送することが可能なこと。緊急時の音声の電子メモリータイプ等で本質劣化等がなく、メンテナンスが不要であること。 Ⅱ 設置設定について ⑴　インターホン機器の設定については、各部屋に設置した PoE 対応 HUB(以下「室 HUB」と言う。）から本体設置場所までの LAN ケーブルを用意し接続を行う。PoE 給電に対応しない場合は OA タップも用意し既存のコンセントを減らさないで接続すること。また、室 HUB が無い教室については、LAN の差込口の口数を減らさずに IP ホンを設置すること。OA タップ等の器具を追加する場合は、岩倉南小学校の指示に従い、対象教室の教育活動の妨げにならない場所に設置すること。 ⑵　校内放送設備との連動に必要な緊急放送制御機器は、原則職員室に設置することとする。なお、その場合において、機器本体と室 HUB 設置場所までを LAN ケーブル（15 メートル以上)、既設放送機器（音声調整卓等）と本体とを専用ケーブルで接続を行うこと。PoE 給電に対応しない場合は同時に OA タップも用意し既存のコンセント数を減らさないで接続すること。 ⑶　インターホン機器や緊急放送制御機器について、複数の機器を組み合わせる場合は、室 HUB への接続が一つのポートとなるように、必要に応じて接続器具等を用意すること。 ⑷　LAN ケーブルは傷つけないようにモール等による設置をすること。 ⑸　インターホン機器や緊急放送制御機器は IP アドレスを使用し、既設機器に障害が発生しないよう京都市と十分協議・打合わせし IP アドレス設定（固定）を行うこと。また、IP アドレス設定等にかかる費用については、落札業者で負担すること。 ⑹　インターホン機器の電話帳機能等に校内各部屋を登録すること。

	⑺ 各教室のLANケーブルについては、美観をそこなわない配線を行うこと。また、教室移動時には配線の取り外しが容易に行えること。 ⑻ 各教室のIPインターホンなどの設置場所については、京都市及び岩倉南小学校と十分協議のうえ決定すること。 ⑼ 他の京都市立小学校に既に設置しているインターホン機器（アルテル社製のKA612PまたはKA601P、TOA社製のN-8610MSまたはN-8616MS）と互換性のあるインターホン機器を導入すること。 Ⅲ その他 ⑴ 現地における作業は、原則、土、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。なお、作業日程等の詳細は岩倉南小学校と調整し、基本的に授業時間中の作業は行わないこと。 ⑵ 各学校に対して簡易な操作マニュアル等の資料を用いて操作説明を実施すること。また説明後も操作についての問い合わせがあれば対応すること。 ⑶ 全ての機器について、１年間以上の無償保証とすること。保証書は無償保証期間終了後まで契約先が保管場所を設けて保管すること。 ⑷ 納入後５年間については、保守備品の供給または代替機による保守が可能であること。上記⑶の無償保証期間を含む５年間において、納入した機器に故障等の不具合が生じ部品の交換等を有償で落札業者に依頼する場合、落札業者は、京都市または岩倉南小学校から連絡があった翌営業日までに一次対応を行うこと。現地対応が必要な場合は、原則として３営業日以内に対応すること。また、修理または部品調達に時間を要する場合は、納入機器と同等以上の機能を有する代替機を用意すること。 ⑸ 落札業者における障害受付窓口、受付時間及び連絡先を納入時に京都市及び岩倉南小学校に提出すること。

緊急連絡IPインターホン設置校一覧

NO	学校名	職員室	教室	備考
1	岩倉南小学校	1	37	—